

ごあいさつ

今年はまれにみる暖冬ようですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、この度、弊所も遂に(?)、ニュースレターを配信することと相成りました。今後、依頼者の皆さんや関係の深い士業・専門家に向けて、中小企業法務に関する様々な情報をタイムリーに提供してまいりたいと存じます。

弊所は、今年も変わらず、一人ひとりの依頼者に最良の法的サービスを提供するため、所員一同、全力を尽くす所存です。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

弁護士法人古備総合法律事務所
代表弁護士 妹尾 直人



最新法令・判例情報

【会社法】

令和元年12月4日、「**会社法の一部を改正する法律**」及び「**会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**」が成立し、同月11日、公布されました。改正会社法の施行日は、原則として、公布の日(令和元年12月11日)から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

改正法は、①株主総会に関する規律、②取締役等に関する規律につき見直しを行っていますが、中小企業法務の観点から重要な改正としては、**株主提案権の濫用的な行使を制限するため株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限すること**とした点です。

詳細は、法務省のウェブサイトをご確認ください。
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html

【労働法】

厚生労働省は、令和元年12月23日、第24回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)で、「**職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等に関**

する指針(案)」「(パワハラ指針)等を取りまとめ、諮問しました。

素案では、パワーハラスメントの定義を行うとともに、事業主の責務・講ずべき措置をして定めています。また、いわゆるカスタマーハラスメント等に関して行うことが望ましい取組の内容についても、言及されています。

パワハラ指針の告示は、令和2年1月上旬に行われる予定です。詳細は、厚生労働省のHPをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/000578268.pdf>

中小企業法務の最前線

【はじめに】

本稿は、弊所が日常取り扱っている中小企業法務の最前線をご紹介します。

近年、弊所でも、契約書、特に取引基本契約書や秘密保持契約書の作成・チェックを依頼されることが格段に増えました。そこで、**本号から3号にわたり、契約書に焦点を当て、作成・チェックを行うに当たっての勘所をお伝えしていきたい**と思います。

(裏面に続く)



【契約書はいつ誰が読むためのもの？】

いきなりですが、ここで質問です。契約書も（日本であれば日本語の）文章で作られていますから、必ず読み手がいるはずですよ。では、契約書は一体いつ誰が読むためのもののでしょうか？色々な考え方があり得ますが、特に皆さんに意識してもらいたいのは、契約書はまずもって①**紛争になったときに**、②**裁判官に読んでもらう**ためのものだという事です。

契約当事者の関係がうまくいっている限り、契約書の出番は基本的にありません。契約書の出番が来るのは、契約当事者の関係がこじれた場合、すなわち、究極的には裁判になったときです。極論すれば、裁判に勝てるものでなければ、契約書を作る意味などありませんし、裁判の場で役立つからこそ、裁判になることを防止することもできるのです。ですから、契約書の作成・チェックをするに当たっては、**将来、紛争が生じて裁判に発展したときに、裁判官がどのように契約書を見るかという視点**がとりわけ重要になります。

【契約書の作成・チェックのフロー】

それでは、契約書の作成・チェックのフローがどのようなものになるかを見ていきましょう。↑

一概には言えませんが、①**取引の経済実態・ストラクチャーの分析**、②**契約の性質決定・典型契約の確認**、③**想定されるリスク要因の分析**、④**各条項の文言・整合性確認**という順に検討するのが一般的です。

まず、出発点となる①**取引の経済実態・ストラクチャーの分析**とはどのようなもののでしょうか。特に非定型的な契約書を作成するときに重要になるのですが、法律的な分析に入る前に、**商品（サービス）と金銭のそれぞれがどのように流れ、何と何が対価関係にあるかを把握する**必要があります。経済取引は、ごく一部の例外を除き、当事者双方が提供する財貨が相互に対価関係に立ちます。したがって、一見複雑な取引であっても、商品（サービス）の流れと金銭の流れを把握することで、対価関係を把握し、経済実態やストラクチャーを的確に分析することが可能となるのです。**トラブルや紛争はこの対価関係が崩れることにより生じることが多い**ので、この分析は極めて重要です。いきなり契約条項の作成に入るのではなく、図に書くなどして、まずは、何と何が対価関係に立つのかを押さえ、取引の経済実態やストラクチャーの把握に努めましょう。

（次号に続く）

おすすめ新着図書

- 加藤新太郎ほか編著『**法律書では学べない弁護士が知っておきたい企業人事労務のリアル**』（第一法規、2019）：おすすめ度 ★★★★★☆
- 横山佳枝ほか著『**明日、相談を受けても大丈夫！ハラスメント事件の基本と実務—モデルストーリーとその実務、書式と裁判例**』（日本加除出版、2019）：おすすめ度 ★★★★★★

編集後記

- 弊所初めてのニュースレターでしたが、いかがだったでしょうか。三日坊主にならないよう頑張ります（笑）【妹尾】
- 記念すべき創刊号です。これからは定期的に中小企業法務に関する情報を発信していきます。次号もお楽しみに！【土方】
- インフルエンザが流行しています。幸い、弊所ではまだ感染者はいませんが、皆さんもお気をつけてお過ごしください。【坂本】

一人ひとりの依頼者に

最良の法的サービスを提供する

〒700-0826 岡山市北区磨屋町1-6 岡山磨屋町ビル4階

弁護士法人吉備総合法律事務所

電話 086-235-4168 FAX 086-235-4168

HP:<http://www.kibi-law.jp/> E-mail:info@kibi-law.jp



弁護士 妹尾 直人

弁護士 土方 彬弘

弁護士 坂本 純平